

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本指第49号  
平成29年1月24日  
宮城県警察本部長

最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準並びに事務処理要領の制定について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第22条の2第1項等の規定による指示及び当該指示に係る法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限については、「最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準の改正について（通達）」（平成28年3月30日付け宮本交企第449号）及び「最高速度違反行為及び過労運転に係る使用者に対する指示並びに当該指示に基づく自動車の使用制限の運用について（通達）」（平成10年4月1日付け宮本指第396号）によって運用してきたところであるが、所管事務の見直し等により、この度、別添のとおり最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準並びに事務処理要領を制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記2通達は廃止する。

記

#### 1 改正の要点

法第22条の2第1項等の規定による指示及び当該指示に係る法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限について、交通部交通指導課が行うことを明記した。

#### 2 施行期日

平成29年2月1日

## 別添

最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準並びに事務処理要領

### 第1 趣旨

この運用基準等は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による指示の運用基準及び当該指示に係る法第75条の2の規定による自動車（重被牽引車を含む。以下同じ。）の使用制限をする場合における処分量定の細目基準並びに事務処理要領を定めるものとする。

### 第2 用語の意義等

#### 1 用語の意義

この運用基準等において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

##### (1) 指示

法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による指示をいう。

##### (2) 下命・容認に係る使用制限

法第75条第2項の規定に基づき、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

##### (3) 指示に係る使用制限

法第75条の2第1項の規定に基づき、公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

##### (4) 使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

##### (5) 自動車運送事業者等

道路運送法（昭和26年法律第183号）で定める自動車運送事業者、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）で定める第二種貨物利用運送事業を営業者又は軌道法（大正10年法律第76号）で定める軌道営業者（トロリーバスを運行するものに限る。）をいう。

##### (6) 累計点数

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の7第1項に規定する当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数をいう。

##### (7) 前歴の回数

令第26条の7第1項の表2の備考に規定する前歴の回数をいう。

#### 2 指示に係る弁明の機会の付与

指示は、行政手続法（平成5年法律第88号）上の不利益処分にあたることから、当該指示を受けるべき者に対して、予定している指示の内容を具体的に示し、同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与の手續を執ること。

### 3 聴聞手續の実施

指示に係る使用制限を実施する際は、法75条の2第3項において準用する法第75条第4項から第8項までの規定に基づき、聴聞の手續を執ること。

### 4 指示に係る使用制限の対象自動車

指示に係る使用制限の対象となる自動車は、指示を受けた使用者等が使用する自動車であり、かつ、指示に係る使用制限の事由となる運転者の違反行為に用いられた自動車である。

したがって、違反行為に用いられた自動車が滅失した場合、当該自動車の使用者が変更された場合等は、指示に係る使用制限は行うことができない。

## 第3 最高速度違反行為に係る指示の運用基準等

### 1 指示の運用基準

(1) 最高速度違反行為（法第22条に規定する最高速度を超えて車両を運転する行為をいう。以下同じ。）に係る指示は、当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為が行われた場合において、次のアからオまでのいずれかの要件に該当し、運転者に対して最高速度違反行為を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていないこと、当該車両による運行について最高速度違反行為が行われていないかどうか的確に把握されていないこと、当該車両に係る運行計画が最高速度違反行為の防止に留意したものとなっていないこと、当該車両に係る運送に関する契約が最高速度違反行為の防止に十分に留意したものとなっていないこと等、当該車両の使用者が当該車両につき最高速度違反行為を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

ア 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について、当該車両の使用者の業務に関し過去1年以内に2回以上の最高速度違反行為が行われた車両の使用者である場合

イ 使用者等が、運転者に対して、車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

ウ 使用者等が、運転者に対して、車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

エ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に最高速度違反行為に係る指示を受けた者である場合

オ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（最高速度違反行為

に係るものに限る。)又は指示に係る使用制限(最高速度違反行為に係るものに限る。)を受けた者である場合

(2) 前記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア 前記(1)ーアからオまでのいずれかに該当することとなる最高速度違反行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

イ 前記(1)ーアからオまでのいずれかに該当することとなる最高速度違反行為に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両である場合(当該指示が現に効力を有する場合に限る。)

(3) 前記(1)の「当該車両の使用者の業務に関し」とは、法第75条第1項と同様、車両の使用者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味である。したがって、当該車両の使用者以外の者が、たまたま私用でその車両を使用し、最高速度違反行為を行った場合等は指示の対象とならない。

なお、法第75条における「業務」とは、自動車の使用者の企業活動を「業務」とするものである。

## 2 指示の内容

指示の内容は、最高速度違反行為に係る指示の具体例(別表第1)に掲げる具体例を参考に、最高速度違反行為に係る車両の使用の態様に応じて、車両の使用者が講ずべき措置をできるだけ具体的に示すように努めること。

## 3 指示の方法

指示は、指示の理由を付した指示書(別記様式第1号)を交付して行うものとする。

## 4 自動車運送事業者等の場合

### (1) 個別協議の実施

車両の使用者が自動車運送事業者等の場合における指示は、法第22条の2第2項の規定に基づき、指示ごとに指示に関する協議書(別記様式第2号)により、東北運輸局長と個別協議を行うものとする。

### (2) 指示の保留等

東北運輸局長から個別協議に対し、道路運送法、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)、貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)又は軌道法の規定に基づく文書による警告であって指示に相当する措置又は輸送の安全確保命令、自動車の使用停止命令、事業の停止命令等の措置を講じる旨の回答を受理したときは、当該指示を保留するとともに、東北運輸局長が当該措置を行った後にその内容が通知書(別記様式第3号)により、通知されたときは当該指示を行わないものとする。

## 5 留意事項

### (1) 指示の対象となる最高速度違反行為

指示の対象となる最高速度違反行為は、車両の使用者以外の運転者が、当該

車両の使用者の業務に関して行ったものに限られること。

(2) 指示の内容に対する配慮

指示の内容については、必要に応じて、法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を求めるなどして、自動車の使用者が最高速度違反行為を防止するために講じている措置の内容を把握した上で、適正かつ効果的な指示内容となるように配慮すること。

第4 過積載運転行為に係る指示の運用基準等

1 指示の運用基準

(1) 過積載運転行為（法第57条第1項に規定する過積載をして車両を運転する行為をいう。以下同じ。）に係る指示は、過積載運転行為が行われ、運転者に法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令（以下「措置命令」という。）がされた場合において、次のいずれかに該当しているときに限り行うものとする。

ア 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について、過去1年以内に1回以上過積載運転行為が行われ、当該車両につき措置命令を受けた車両の使用者であるとき。

イ 使用者等が、運転者に過積載運転行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が過積載運転行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

ウ 使用者等が、運転者に過積載運転行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

エ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた者である場合

オ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）を受けた者である場合

(2) 前記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア 前記(1)－アからオまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

イ 前記(1)－アからオまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

2 指示の内容

指示の内容は、過積載行為に係る指示の具体例（別表第2）に掲げる具体例を参考に、過積載運転行為に係る車両の使用の態様に応じて、車両の使用者が講ず

べき措置をできるだけ具体的に示すように努めること。

### 3 指示の方法

指示は、指示の理由を付した指示書（別記様式第4号）を交付して行うものとする。

### 4 留意事項

#### (1) 指示の対象となる過積載運転行為

指示の対象となる過積載運転行為は、車両の使用者以外の運転者がしたものに限られること。

#### (2) 指示の対象者等の確認

指示の使用者の異同、使用の本拠の位置の異同、使用の態様等については、必要に応じ、法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を求めするなどして明確にすること。

## 第5 過労運転に係る車両の使用者に対する指示の運用基準等

### 1 指示の運用基準

(1) 過労運転（法第66条の2第1項の過労運転をいう。以下同じ。）に係る指示は、車両の使用者の業務に関して過労運転が行われた場合において、次のアからオまでのいずれかの要件に該当し、当該車両の運転者に対して過労運転を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていないこと、当該車両による運行について過労運転が行われていないかどうか的確に把握されていないこと、当該車両に係る運行計画が過労運転の防止に留意したものとなっていないこと、当該車両に係る運送に関する契約が過労運転の防止に十分に留意したものとなっていないこと、当該車両の運転者に対して運行前の点呼等により過労運転となるおそれのある状態で車両を運転させないようにするための措置が的確に行われていないこと等、当該車両の使用者が当該車両につき過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

ア 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について、当該車両の使用者の業務に関し過去1年以内に1回以上の過労運転が行われた車両の使用者である場合

イ 車両の使用者が、運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

ウ 車両の使用者が、運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合

エ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に過労運転に係る指示を受けた者である場合

オ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過労運転に係るも

のに限る。)又は指示に係る使用制限(過労運転に係るものに限る。)を受けた者である場合

(2) 前記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア 前記(1)ーアからオまでのいずれかに該当することとなる過労運転について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

イ 前記(1)ーアからオまでのいずれかに該当することとなる過労運転に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両である場合(当該指示が現に効力を有する場合に限る。)

(3) 前記(1)の「当該車両の使用者の業務に関し」とは、法第75条第1項と同様、車両の使用者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味である。したがって、当該車両の使用者以外の者が、たまたま私用でその自動車を使用し、過労運転を行った場合等は指示の対象とならない。

なお、法第75条における「業務」とは、自動車の使用者の企業活動を「業務」とするものである。

## 2 指示の内容

指示の内容は、過労運転に係る指示の具体例(別表第3)に掲げる具体例を参考に、過労運転に係る車両の使用の態様に応じて、車両の使用者が講ずべき措置をできるだけ具体的に示すように努めること。

## 3 指示の方法

指示は、指示の理由を付した指示書(別記様式第5号)を交付して行うものとする。

## 4 自動車運送事業者等の場合

### (1) 個別協議の実施

車両の使用者が自動車運送事業者等の場合における指示は、法第66条の2第2項の規定に基づき、指示ごとに指示に関する協議書により、東北運輸局長と個別協議を行うものとする。

### (2) 指示の保留等

東北運輸局長から個別協議に対し、道路運送法、貨物自動車運送事業法、貨物利用運送事業法又は軌道法の規定に基づく文書による警告であって指示に相当する措置又は輸送の安全確保命令、自動車の使用停止命令、事業の停止命令等の措置を講じる旨の回答を受理したときは、当該指示を保留するとともに、東北運輸局長が当該措置を行った後にその内容を通知書(別記様式第3号)により、通知されたときは当該指示を行わないものとする。

## 5 留意事項

### (1) 指示の対象となる過労運転

指示の対象となる過労運転は、車両の使用者以外の運転者が、当該車両の使用者の業務に関して行ったものに限られること。

### (2) 指示の対象者等の確認

車両の使用者の異同、使用の本拠の位置の異同、使用の態様等については、必要に応じ、法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を求めなどして明確にすること。

## 第6 指示に係る使用制限の処分量定の細目基準

### 1 処分量定の基準

令第26条の7に規定する指示に係る使用制限の処分基準に該当することとなった自動車の使用者に対する使用制限の処分期間の具体的量定は、累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、処分量定の基準（別表第4）に掲げる期間を超えない範囲内で行うものとする。

### 2 累計点数の計算方法

累積点数は、最高速度違反行為及び過労運転にあつては自動車の使用者の業務に関して行われた場合に付された点数を、過積載運転行為にあつては当該過積載運転行為に係る自動車について措置命令がされた場合に付された点数を累計したものとする。

### 3 前歴の回数に関する留意事項

- (1) 前歴の回数は、自動車の使用者が同一の使用の本拠の位置において使用し、又は使用したことのある全ての自動車に係る前歴を合計した回数とする。
- (2) 前歴の回数は、過去1年以内における下命・容認に係る使用制限（使用制限の対象となる違反行為と同一の区分（令第26条の7第1項の表1の上欄に掲げる違反行為の区分をいう。以下同じ。）の違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（使用制限の対象となる違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。）の始期の回数を計算するものとする。

例えば、最高速度違反行為について下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限を受けた自動車の使用者が、これに従わずに当該自動車を使用し、当該自動車について最高速度違反行為が行われた場合には、当該使用制限を受けたことは、前歴の回数に含まれる。しかし、例えば、最高速度違反行為について下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限を受けた自動車の使用者が、これに従わずに当該自動車を使用し、当該自動車について過積載運転行為が行われた場合には、当該使用制限を受けたことは、前歴の回数の計算に含まれない。

### 4 期間の計算

#### (1) 指示に係る使用制限処分期間の満了

指示に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了するものとする。

#### (2) 前歴の回数の対象期間

前歴の回数の対象となる「過去1年以内」は、指示に係る使用制限の対象となる違反行為が行われた日を起算日として計算することとし、この場合の1年は、365日とする。

#### (3) この基準に従って量定した日数が、令第26条の7第1項の表3に定める期

間を超えるときは、同表に定める期間を指示に係る使用制限の処分期間とするものとする。

## 5 処分の軽減

次に掲げる事情がある場合であつて、自動車の使用の本拠における自動車の運行管理に顕著な改善があると認められるときは、処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を短縮することができる。

なお、処分の軽減を行う場合にあつては、社会的に相当と認められる範囲内で処分を軽減することとし、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いにならないこと等について配慮するものとする。

- (1) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合
- (2) 下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限の前歴の回数がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため、事業活動に著しい支障を生じるおそれがあると認められる場合
- (3) その他情状酌量すべき事情がある場合

## 第7 事務処理要領

### 1 違反行為等の通報受理

交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による指示に係る違反行為等の通報を宮城県警察機動警ら隊、宮城県警察鉄道警察隊、宮城県警察交通機動隊及び宮城県警察高速道路交通警察隊並びに警察署から受理するものとする。

### 2 使用者に対する指示等

#### (1) 指示事案報告書の作成等

交通指導課長は、前記1の通報に基づき、通報の違反行為が指示の基準に該当することが判明し、当該違反行為により指示の対象となる車両の使用の本拠の位置が宮城県内にあると確認された場合は、指示の手続を行うため、指示事案報告書（別記様式第6号）を作成し、公安委員会に報告するものとする。

なお、指示の対象となる車両の使用の本拠の位置が他の都道府県の場合は、指示事案報告書を作成の上、当該都道府県警察に対して、指示事案報告書の写し及び関係書類を送付するものとする。

#### (2) 弁明の機会の付与

交通指導課長は、指示の対象となる車両の使用の本拠の位置が宮城県内にある場合は、車両の使用者に対して弁明通知書（宮城県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成16年宮城県公安委員会規則第1号）別記様式第16号）を送付し、弁明の機会の付与の手続を執るものとする。

#### (3) 指示の実施

ア 交通指導課長は、前記第3から第5までの運用基準等に基づき、指示書（別記様式第1号、別記様式第4号又は別記様式第5号）を作成し、指示の対象となる車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に送付するものとする。

る。

イ 前記アの送付を受けた警察署長は、車両の使用者に対して指示書（別記様式第1号、別記様式第4号又は別記様式第5号）を交付するとともに、受領書（別記様式第7号）を徴すること。

なお、指示の関係書類は、指示の日（使用制限を行った場合は、処分の日）から3年間保存するものとする。

### 3 使用制限基準該当性の確認

#### (1) 関係書類等による確認

交通指導課長は、前記1の通報が法第75条の2第1項の規定による処分対象行為及び自動車の使用制限命令の基準に該当する自動車（以下「基準該当車」という。）と判明した場合は、当該通報に係る関係書類等により、違反事実及び使用制限基準の該当性等について確認するものとする。

#### (2) 基準該当車の現状確認

交通指導課長は、当該基準該当車の使用者、使用の本拠の位置等の変更の有無について、自動車登録ファイル等で確認するものとする。

### 4 自動車使用制限命令事案報告書の作成

(1) 交通指導課長は、基準該当車であると確認し、さらに、宮城県内に使用の本拠があると確認された場合は、使用制限命令の手続を行うため、自動車使用制限命令事案報告書（別記様式第8号）を作成し、事案処理の経過を明らかにするものとする。

なお、使用の本拠が他の都道府県に移転している場合は、当該都道府県警察に事案を移送するものとする。

(2) 前記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、使用制限命令の手続を行わないものとする。

ア 当該基準該当車が滅失している場合

イ 自動車の使用者が変更されている場合

### 5 処分量定

交通指導課長は、前記第6に規定する基準に基づき審査し、処分の量定を行うものとする。

### 6 東北運輸局長からの意見聴取

交通指導課長は、使用制限命令を行う場合において、当該使用制限命令に係る自動車の使用者が自動車運送事業者等（軌道経営者を除く。）であるときは、自動車の使用制限に関する意見照会書（別記様式第9号）により、宮城運輸支局を經由して東北運輸局長の意見を聴取し、使用制限命令を行った場合は、その旨を通知書（別記様式第10号）により、東北運輸局長に通知するものとする。

### 7 聴聞手続

聴聞は、法第75条の2第3項において準用する法第75条第5項から第8項までの規定並びに行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規

則」という。)の定めるところによるほか、次によるものとする。

(1) 聴聞の主宰者

聴聞の主宰者は、警部以上の階級にある警察官の中から交通部長が選考した者とし、公安委員会の指名を受けるものとする。

(2) 聴聞の通知、公示等

ア 聴聞等規則第8条の聴聞通知書（以下「聴聞通知書」という。）の発出は、処分取消事由の該当の有無等の確認後に行うものとする。

イ 交通指導課長は、聴聞通知書を送付又は交付したときは、受領書（別記様式第11号）を徴すること。

ウ 聴聞の期日及び場所の公示は、別記様式第12号により行うものとする。

なお、使用制限命令を受ける対象となる自動車の使用者の所在が判明しない場合において、聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法によって行うときは、当該通知を公示と兼ねて行うこと。この場合において、当該公示は、別記様式第13号により行うものとする。

8 処分決定

(1) 処分要件等の再確認

交通指導課長は、前記5の処分量定について公安委員会の決定を受ける場合は、その前日までに、当該処分の基礎となった処分事情等について再確認するものとする。

(2) 聴聞後に使用の本拠の位置が他の都道府県に移転された場合の取扱い

聴聞後、処分決定前に、当該処分の対象となる自動車（以下「処分対象車両」という。）の使用の本拠の位置が他の都道府県に移転された場合は、当該都道府県警察に対して、自動車使用制限命令事案報告書の写し、処分量定に関する意見について記載した書類その他関係書類とともに事案を送付するものとする。

9 処分執行

(1) 処分執行者

処分の執行は、処分対象車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が行うものとする。

(2) 処分執行要領

ア 交通指導課長は、公安委員会が処分を決定した事案について、車両の使用制限書（宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）様式第23号）を作成するものとする。

なお、使用制限命令自体は非要式行為であるから、使用制限命令の効力については、車両の使用制限書の受領の有無は影響しない。

イ 交通指導課長は、処分対象車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に対し、車両の使用制限書及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の15の標章（以下「運転禁止標章」という。）を送付するものとする。

- ウ 車両の使用制限書及び運転禁止標章の送付を受けた警察署長は、被処分者に対して、車両の使用制限書を交付するとともに、当該処分対象車両の前面の見やすい箇所に運転禁止標章を貼り付けるものとする。
- エ 処分を執行した警察署長は、車両使用制限処分執行報告書（別記様式第14号）を作成し、公安委員会に報告するものとする。
- オ 交通指導課長は、処分の決定後から処分の執行までの間に、処分対象車両の使用の本拠の位置が他の都道府県警察の管轄区域内に変更された場合は、当該都道府県警察に対し、車両使用制限処分執行依頼書（別記様式第15号）に車両の使用制限書、運転禁止標章その他関係書類を添付して送付し、処分の執行を依頼するものとする。
- カ 交通指導課長は、他の都道府県警察から処分の執行依頼を受けた場合には、速やかに処分を執行するとともに、その結果を、前記エに準じて、当該都道府県警察に連絡するものとする。
- キ 処分を執行した事案の関係書類は、処分年月日順に整理し、当該処分を執行した警察署において処分の日から3年間保存するものとする。  
なお、処分の決定後、被処分者が所在不明等のために処分が未執行となっている事案については、処分決定の順に整理保管すること。
- (3) 処分執行時の留意事項
- ア 被処分者等の立会い  
処分の執行は、被処分者又はこれに代わるべき代理人（以下「被処分者等」という。）の立会いを得て行うことを原則とする。  
なお、被処分者が法人の場合は、必ずしも法人の代表者を立ち合わせることを要しないが、処分対象車両の属する営業所の長等処分対象車両の運行について責任を有する者を立ち合わせること。
- イ 被処分者等が立会い等を拒否する場合の取扱い  
被処分者等が、処分の執行への立会いを拒否し、又は車両の使用制限書の受領を拒否する場合は、極力、被処分者等を説得して処分を執行するものとし、被処分者等があくまでも処分の執行に応じない場合は、車両の使用制限書を被処分者の自宅郵便受けに投函するなど、社会通念上、車両の使用制限書が被処分者の支配下に入ったと認められる状態にした上で、処分対象車両に運転禁止標章を貼り付け、処分を執行するものとする。この場合において、次の事項に留意すること。
- (ア) 処分対象車両が被処分者の自宅駐車場等自動車の運行を制限しても違法かつ迷惑にならない場所に所在しているときに、処分を執行すること。
- (イ) 被処分者等に対し、自動車に運転禁止標章を貼り付ける場合は、その旨を口頭で告げること。
- (ウ) 被処分者等に対し使用制限期間中に当該自動車を運行し、又は運転禁止標章を取り除いた場合は、それぞれの罰則により処罰の対象となることを口頭で告げること。

(エ) 処分を執行した状況については、確実に記録しておくこと。

## 10 運転禁止標章の除去

### (1) 運転禁止標章の除去申請の受理等

運転禁止標章の除去申請の受理及び除去に関する事務については、当該申請に係る自動車の使用の本拠の位置等を管轄する警察署長が行い、除去した運転禁止標章は、関係書類とともに保管するものとする。

### (2) 命令違反事件の積極的な検挙

処分対象車両の使用制限期間中に走行が現認された場合において、処分執行時と比較して走行距離数に変化がみられる場合等の命令違反に該当するときは、現行犯逮捕等の措置も含め、積極的に捜査し、検挙の措置を講じること。

なお、命令違反の主体となるのは、被処分者である自動車の使用者であるが、法第123条の規定により、当該自動車の使用者の代理人その他の従業員が、当該自動車の使用者の業務に関して処分対象車両を運転し、又は運転させた場合は、その行為者も処罰対象となることに留意すること。

### (3) 処分期間終了時の運転禁止標章の除去等

処分を執行する際に処分対象車両に貼り付けた運転禁止標章は、処分期間終了時に処分を執行した警察署長が、担当職員に取り除かせることを原則とし、除去した運転禁止標章は、関係書類とともに保管するものとする。ただし、被処分者が十分に反省していると認められ、処分期間終了後に被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせても、当該被処分者が命令を遵守すると見込まれる場合は、当該被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせることとしても差し支えないものとする。この場合において、警察署長は、被処分者から除去した当該運転禁止標章の提出を受け、関係書類とともに保管すること。

なお、処分期間終了前に運転禁止標章が破損され、又は取り除かれた場合は、法第75条の2第3項で準用する法第75条第11項違反として捜査し、検挙の措置を講じること。

別表第1

最高速度違反行為に係る指示の具体例

<p>最高速度違反行為となるような運転が行われることのないよう、目的地までの主な地点間の距離、走行時間、走行速度等について運転者に対する指導又は助言をあらかじめ行うべきこと。</p>
<p>運転者その他の従業員に対して最高速度違反行為を防止するために必要な指導・監督又は交通安全教育を行うべきこと。</p>
<p>車両に最高速度違反行為を行わない旨を記載した標章を取り付けるなどの方法により運転者の遵法意識の醸成に努めるべきこと。</p>
<p>最高速度違反を伴う運行が行われていないかどうかを運行記録計による記録や運転日誌の確認等により把握すべきこと。</p>
<p>運転経路の交通状況等を的確に把握し、最高速度違反行為の防止に留意した運行計画を作成すべきこと。</p>
<p>運送に関する契約を結ぶに際しては、使用車両台数及び運転者数を勘案し、最高速度違反行為の防止に留意すべきこと。</p>
<p>利用する有料道路の通行料金を運転者に支給するとともに、実際に当該道路を利用したかどうかを確認すべきこと。</p>
<p>速度制限装置の取外し等最高速度違反行為を容易にするような改造をした車両を使用しないこと。</p>

別表第2

過積載行為に係る指示の具体例

<p>車両の運転者に運転させる場合にあらかじめ車両の積載物の重量を確認することを運転者に指導し、又は助言すること。</p>
<p>過積載となるような運送契約を引き受けないこと。</p>
<p>過積載による運行が前提となるような運行計画を作成しないこと。</p>
<p>運転者その他の従業員に対して、積載に関する法令の教育を行うこと。</p>
<p>産業廃棄物輸送用車両等の目的外使用を行わないこと。</p>
<p>さし枠等の不正改造をした車両を使用しないこと。</p>
<p>荷主又は荷受人に対し、積載物の重量証明となる書面を発行するよう協力要請すること。</p>
<p>積載の状況の記録を作成し、保管すること（自動車の使用者が荷送人である場合）。</p>
<p>出荷時に重量を確認すること。</p>
<p>積載物の重量証明となる書面を発行し、運転者に携帯させること。</p>
<p>積み荷を購入し、又は売却する際に過積載となるような売買契約を結ばないこと。</p>

別表第3

過労運転に係る指示の具体例

<p>過労運転となるような運転が行われないよう、休憩場所、休憩時間等について運転者に対する指導又は助言をあらかじめ行うべきこと。</p>
<p>運転者その他の従業員に対して過労運転を防止するために必要な指導・監督又は交通安全教育を行うべきこと。</p>
<p>過労運転を伴う運転が行われていないかどうかを運行記録計による記録や運転日誌の確認等により把握すべきこと。</p>
<p>運行前の点呼を徹底すること等により過労運転となるおそれのある状態で運転者に車両を運転させないこと。</p>
<p>運転者を長距離又は夜間の運転に従事させる場合であって疲労により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替運転者を配置する、又は休憩時間を必要に応じ確保するよう運転者に対し指示を行うなどの措置を講ずること。</p>
<p>あらかじめ経路途中の休憩時間、休憩場所等を定めるなど、過労運転の防止に留意した運行計画を作成すべきこと。</p>
<p>運送に関する契約を結ぶに際しては、使用車両台数及び運転者数を勘案し、過労運転の防止に留意すべきこと。</p>
<p>利用する有料道路の通行料金を運転者に支給するとともに、実際に当該道路を利用したかどうかを確認すべきこと。</p>

別表第4

## 処分量定の基準

前歴の回数	累積点数				
	車種	2点又は3点	4点又は5点	6点から8点	9点以上
なし	大型車等			30日	45日
	普通車			20日	30日
	二輪車等			10日	15日
1回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
2回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
3回以上	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日

注 1 「大型車等」とは、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車をいう。

2 「普通車」とは、普通自動車をいう。

3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。

# 指 示 書

宮 公 委 第 号  
年 月 日

使用者の氏名又は名称

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

道路交通法第 2 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

指 示 に 係 る 車 両	使用の本拠の 位 置	
	車両（登録） 番 号	
指 示 事 項	など最高速度違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。	
指 示 の 理 由		

(注意) 指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から 1 年以内に当該自動車について最高速度違反行為が行われたときは、道路交通法第 7 5 条の 2 第 1 項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

(教示) この指示に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から 3 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

# 指 示 書

宮公委第 号  
年 月 日

使用者の氏名又は名称

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

道路交通法第58条の4の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本拠の 位 置	
	車両（登録） 番 号	
指 示 事 項	など過積載運転行為を防止するため必要な措置を講ずること。	
指 示 の 理 由		

(注意) 指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過積載運転行為が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

(教示) この指示に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

# 指 示 書

宮公委第 号  
年 月 日

使用者の氏名又は名称

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

道路交通法第66条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本拠の 位 置	
	車両（登録） 番 号	
指 示 事 項	など過労運転を防止するため必要な措置を講ずること。	
指 示 の 理 由		

(注意) 指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過労運転が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

(教示) この指示に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

## 指示に関する協議書

宮 公 委 第      号  
年    月    日

東 北 運 輸 局 長 殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 

下記のとおり 道路交通法第22条の2第1項 の規定による指示をする予定であ  
道路交通法第66条の2第1項  
るので、意見があれば、      年    月    日までに文書をもって回答願います。  
なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。  
記

1 対象者

事業所名

所在地

代表者氏名

2 指示の理由等

別紙のとおり。

取扱者の氏名及び電話番号	
--------------	--

(別紙)

指 示 の 理 由	
指 示 事 項 ( 予 定 )	
指 示 の 年 月 日 ( 予 定 )	
指示に係る自動車の登録(車両)番号	
その他参考事項	

通 知 書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

東北運輸局長

年 月 日付け宮公委第 号の協議に対し回答した件について、  
下記とおり措置を行ったので通知します。

記

1 対象者

「事業所、所在地、代表者名等を記載すること。」

2 措置内容

「措置年月日、措置理由（記載例：「道路運送法第〇条〇項違反」等）、措置事項  
（記載例：「輸送施設の停止処分〇両〇〇日」等）、措置が自動車の使用停止命  
令の場合はその登録（車両）番号等を記載すること。」

3 その他

取扱者の氏名及び電話番号

# 指 示 事 案 報 告 書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

宮城県警察本部交通部交通指導課長

次の者は、道路交通法第 条の に規定に基づく処分事案に該当すると認められるので報告する。

使用者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
使用者の住所	
車両の番号標の番号	
事案の内容 〔当該指示の基準に該当することとなった違反行為の状況及び東北運輸局長との個別協議等を記載〕	

受 領 書

年 月 日付け 第 号

による「指示書」1通を確かに受領いたしました。

年 月 日

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

印

宮 城 県 公 安 委 員 会 殿

宮本指第 号

## 自動車使用制限命令事案報告書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

宮城県警察本部交通部交通指導課長

次の者は、道路交通法第 75 条の 2 第 1 項に規定に基づく処分事案に該当すると認められるので報告する。

使用者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
使用者の住所	
車両の番号標の番号	
事案の内容 〔当該使用制限基準に該当することとなった違反行為・処分前歴等の状況を記載〕	

処 理 結 果					
使用制限該当 等通報年月日	該当通報	年 月 日			
	中止通報	年 月 日			
指示書等の確認					
処分対象行為等の 関係書類の確認					
該当車両、使用 者等の現状確認					
処 分 量 定	日間	免除	年 月 日		
運輸支局の意見	照会書発出	年 月 日			
	照会先				
	意見				
聴聞の主宰者	所属		階級等		氏名
聴聞通知年月日	年 月 日 (発出した日)				
聴聞公示年月日	年 月 日 (掲示した日)				
代理人・参加人・ 補佐人の出頭等					
聴聞期日・ 場所変更					
文書閲覧請求					
聴聞期日	年 月 日				
聴聞出席者					
陳述書、証拠書 類等の提出・還付					
聴聞続行・再開					
聴聞調書等 閲覧請求					
取消事由の確認	確認日	年 月 日			取消事由の有無
	有 ・ 無				
処分決定年月日	年 月 日				
決定日数	日間				
処分執行年月日	年 月 日				
運転禁止期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
処分執行者	所属		階級等		氏名
使用制限命 令違反等					
処分執行依頼	依頼日	年 月 日			
	依頼先				
標章除去申請					
備 考					

宮公委第 号

## 自動車の使用制限に関する意見照会書

年 月 日

東北運輸局長 殿

宮城県公安委員会 印

下記のとおり、道路交通法第 条の の規定に基づき、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の処分を行う予定であるので、意見があれば、 年 月 日までに、文書をもって回答願います。

なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。

記

1 対象者  
事業所名

所在地

代表者氏名

2 処分理由等  
別紙のとおり。

取扱者の氏名及び電話番号	
--------------	--

(別紙)

処分の理由		
処分の年月日(予定)	年 月 日	
処分の期間(予定)	日 間	
処分に係る車両	登録(車両)番号	
	使用の種別	
その他参考事項		

宮公委第 号

通 知 書

年 月 日

東 北 運 輸 局 長 殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

年 月 日 付 け

号で回答があった件について、

下記のとおり措置を行ったので通知します。

記

1 対象者  
事業所名

所在地

代表者氏名

2 措置内容

3 その他

取扱者の氏名及び電話番号

# 受 領 書

年 月 日付け 第 号

による「車両の使用制限命令に関する聴聞通知書」1通を確かに受領いたしました。

年 月 日

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

印

出席の有無 有 ・ 無

宮 城 県 公 安 委 員 会 殿

別記様式第12号

宮城県公安委員会告示第 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条の2第1項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を行うので同条第5項の規定に基づき、次のとおり公示する。

年 月 日

宮城県公安委員会委員長

1 聴聞の期日 年 月 日 時 分開始

2 聴聞の場所

3 当事者 住所  
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

別記様式第13号

宮城県公安委員会告示第 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条の2第1項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を行うので同条第5項の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、当事者の所在が不明のため行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第3項の規定により当事者に対する通知は、この公示をもって代える。

年 月 日

宮城県公安委員会委員長

1 聴聞の期日 年 月 日 時 分開始

2 聴聞の場所

3 当事者 住所  
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

5 その他

聴聞に関する事項を記載した書面は、当事者から請求があればいつでもこれを交付する。

宮 第 号

# 車両使用制限処分執行報告書

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 殿

警 察 署 長 印

車両の使用制限書の交付日時	年 月 日 時 分
車両の使用制限書の交付場所	
被交付者の住所及び氏名	
標章を貼付した車両の番号標の番号	
処分執行した警察職員の官職及び氏名	
備 考 〔 処分執行の際における特異動向等について記入する。 〕	

宮公委第 号

## 車両使用制限処分執行依頼書

年 月 日

公安委員会 殿

宮城県公安委員会 印

次の者に対する車両の使用制限命令に関する処分の執行を依頼します。

使用制限書番号	第 号				
被 処 分 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">車両の使用者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">車両の番号標の番号</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </table>	車両の使用者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所		車両の番号標の番号	
車両の使用者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所					
車両の番号標の番号					
執行依頼の理由					
添付資料	<input type="checkbox"/> 使用制限書 通 <input type="checkbox"/> 標 章 通 <input type="checkbox"/> その他（ ）				